

第 117 回（令和 7 年度第 4 回）公立大学法人公立小松大学教育研究審議会 議事概要

日時 令和 7 年 7 月 9 日（水）13 時 34 分～14 時 21 分

場所 中央キャンパス 2 階会議室

出席者

（委員）山本委員（議長）、志村委員、木村委員、上田委員、酒井委員、徳田委員、彦委員、山岡委員、岡村委員、杓谷委員、西村委員、小原委員、高木委員

（委員以外）石田理事長、千葉理事

（事務局）事務局長、総務課長、学生課長、総務課員

欠席者 財務課長

1 議事

(1) 議事概要の確認

議長より、資料 1 に基づき、第 116 回（6 月 11 日開催）教育研究審議会の議事概要案について説明があり、原案通り承認された。

(2) 審議事項

① 令和 6 年度評価指標 KPI 結果の評価・分析及び令和 6 年度中期計画進捗状況報告書（改訂版）について

議長より、資料 2 に基づき、令和 6 年度評価指標 KPI 結果の評価・分析及び令和 6 年度中期計画進捗状況報告書（改訂版）について説明があった。今後の方針としては、令和 6 年度評価指標 KPI 結果の評価・分析については、全学的に共有するとともに、大学全体での対応が必要な事項については全学的な対策を講じることとした。また 9 月の理事会・経営審議会にて報告することとなった。

② サバティカル研修規則の制定及び職員就業規則の改正について

木村委員より、資料 3 に基づき、サバティカル研修規則の制定及び職員就業規則の改正について説明があった。岡村委員より、サバティカル研修規則第 5 条の研修期間「3 月以上 6 月以内」について質問があり、志村委員から、研修期間の設定は、すべての学科・学部の教員が研修に参加できるよう配慮した結果であるとの説明があった。また山岡委員より、研修期間中に研修先から本学に戻ってくることがあった場合、出張扱いになるのか質問があり、千葉理事より、科研費による出張は認めることとしていると回答があった。なお、サバティカル研修後に、たとえば最低何年間かは本学に在籍すること等の制約を明記することは、労基法上問題があるため、規則には記載しないこととなった。

本規則は 9 月の理事会・経営審議会にて審議し、早ければ今年度中に審査を始めることとなった。審議の結果、原案通り承認された。

③ 学生支援方針（バックアップポリシー）の策定について

志村委員より、資料4に基づき、学生支援方針（バックアップポリシー）の策定について説明があった。審議の結果、原案通り承認された。

(3) 報告事項

① 令和7年度外部資金実績・研究実績について

木村委員より、資料5に基づき、令和7年度外部資金実績・研究実績について説明があった。

② 令和7年度後期留学生受入について

志村委員より、資料6に基づき、令和7年度後期留学生受入について説明があった。

③ 学生の異動について

木村委員より、資料7に基づき、大学院学生の異動について説明があった。

④ 協力会特別講演会及び国際交流センターセミナーアンケート結果について

議長より、資料8に基づき、協力会特別講演会及び国際交流センターセミナーアンケート結果について説明があった。

⑤ アカデミックリーダーズセミナー及び市民公開フォーラム 2025「能登半島地震と福祉のまちづくり」開催チラシについて

議長より、資料9に基づき、アカデミックリーダーズセミナー及び市民公開フォーラム 2025「能登半島地震と福祉のまちづくり」開催チラシについて説明があった。

以 上